

## 最低賃金の引き上げを求める意見書

政府は、日本経済に「アベノミクス効果が表れつつある」としているが、わが唐津市にはその気配は感じられない。

それは、最低賃金が東京都の時給 8 6 9 円に対し、佐賀県は約 3 割も低い 6 6 4 円という賃金に現れている。生活保護水準にも達しない「ワーキング・プア」と呼ばれる世帯数がふえているのもそのためである。

「人間らしく生き、働きたい」という若者や労働者の願いは当然である。

ところが、政府・与党は、最低賃金を都道府県別にバラバラに決定する地域別最低賃金制を固定化するなど、労働者の切実な要求から大きくかけ離れたものになっている。

貧困と格差の解消に果たす最低賃金制の役割は大きい。

世界であたり前になっている最低賃金制を実現するとともに、最低賃金の抜本的引き上げを以下の項目のとおり求めるものである。

- 1 政府において、最低賃金の目標を抜本的に引き上げること。
- 2 中小企業における最低賃金制の円滑な実施のため、優遇税制や特別融資、賃金助成などの助成策を抜本的に強化すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	新藤義孝様
法務大臣	谷垣禎一様
厚生労働大臣	田村憲久様